

多数の金銭の貸借関係（借錢・本利未済・入質・永代買得等）の訴が記載されている。しかし、その中に代官職背請文・荷物掠奪・土地相論などが含まれているのがわかる。これらは、本来的には、各々の引付方や侍所が取り扱うものである。政所沙汰の中に混入してきているともとれるが、この混入ともとれる実状こそが、義教の頃の御前沙汰を解明する手掛かりになるかもしれないのである。というのは、政所が他の諸機関の機能を吸収していくという歴史的経過や、『御前落居奉書』に見られる裁許内容の多様性に何か一筋の関連性があるのではないかという思いが浮かぶからである。

次節では桑山浩然の研究成果をベースに、義教期の政所がどのように運営されていたのか検討してみようと思う。

## 第二節 政所執事代の役割

### 1 経済的側面を考える

室町幕府政所の財政機構については、桑山浩然による多くの研究成果が定説化しつつある。また、政所における執事代の役割に注目し、政所の業務を二つの大きな職種に分けて捉えている。即ち、「執事 政所代」の流れと「執事代 寄人」の流れとを二つのラインとして捉え論を展開している。

桑山は、執事代の役割を大きく評価し、財政面と、訴訟面との二つの側面から論じている。

私は室町幕府政府機関の政所において処理される事柄が、鎌倉幕府時代の政所に比べて仕事の内容が多様化していると感じた。その変化に注目したい。

まず、幕府の職制から言えば、執事代は執事の代理である。『武政軌範』執事代条に「当所者止開闔号、称執事代、是則代于執事令執行公事之故也、仍為規模職、或評定衆引付衆、或右筆宿老中、撰器量仁被補之哉」とある。

ここで少々気になる文言「当所者止開闔号、称執事代」がある。なぜそうなったかと考え、「開闔」の言葉の意味

を調べてみると<sup>(10)</sup>、公武にわたって古くからある職名で、開く闔るの語義から、書物や書類の出納、鑑査を職務としたこと、寄人・奉行・右筆などの実務派職員の上首、又は熟練者が任じられたということ、さらに『広辞苑』によると、善を開き、悪を閉じ理非を分つこととある。政所内で執事との機能が分化し、その実務に責任性が問われるとしたら執事の代理では不十分である。執事に代わる人物が必要であった。だから執事代（執事に代わる者）と呼称されるようになったと推測できる。これは政所内業務の拡大化や変質と大きく関係し、執事代の仕事の内容が、特化しグレイドが上がったことを示していると思う。

こういった傾向、つまり政所内における執事代の役割の変化は、本論文のテーマの一つである御前沙汰体制の導入にも関係があると考えられ、また、政所が担う経済面の活動にも関わりがあるのではないだろうか。

幕府内における他の諸機構と比較した場合、政所の職務としての機能が家宰中心であったものから、より重要なポストとして注目され始めたことを感じさせる。特に経済面は、將軍家にとっても、幕府組織そのものにとっても最重要課題であった。この時代は、私的な將軍家経済の部分と、公的な幕府財政の部分と、余り明確に区別されていなかった点を考慮しなければ、その実態が理解できないというのも特色の一つである。

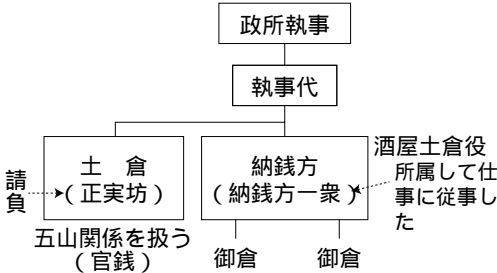
次の『齊藤基恒日記』にある「納銭方と御倉」に注目したい。

三月

二日、納銭方会所事、就被定置河村民部房、諸酒屋一宇別三十疋相懸之、以上百疋余在之、貞政、熙基、基恒、成奉書申付之、

一、洛中洛外、号日銭屋隠取質物之間、以寄人手分質物員数注之、彼本銭十分一被付納銭方、貞政、熙基、基恒、以三判納御倉了、（文安四年三月二日条）

図1 義教期における財政機関政所



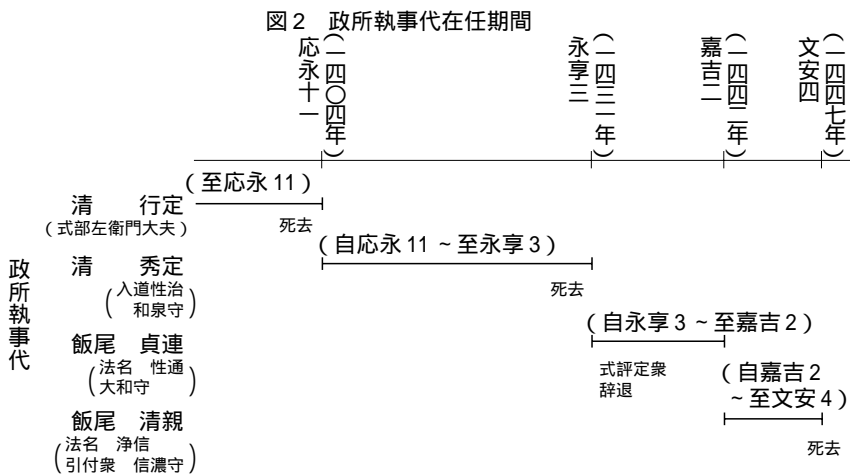
注 相国寺境内に正実土倉があったが、これが後にいう蔭涼軒御倉の機能を担っていたと思われる。

まず、日記の冒頭、「納銭方会所」の文言が目に入る。「ここにある会所は、室町時代初期に流行った上流人らを使う娯楽のための会所ではないと思われる。納銭方の役所、事務所の施設と読み取れる。納銭方会所では、役人らによる打ち合わせや奉書の作成等の事務が行なわれていたことが窺われる。

また、基恒の日記の内容で特記すべきは後半部分である。要約すると、洛中洛外の土倉が、日銭屋と号し、質物を隠し取り、土倉役を「ごまかそうとした、それを政所寄人が摘発し数を調べたうえ、その本銭の十分の一を納銭方に納めさせた。次いで、貞政、熙基、基恒の三判を以て御倉に納め、一件落着きということになったというのである。奉書作成の下令、認印の三判（加判）等、貞政、熙基、基恒三人の役人としての姿には注目すべきものがある。ここに登場している三人の奉行人は、治部貞政・斎藤熙基・斎藤基恒に比定して間違いないだろう。基恒の日記によると、この時の政所執事代は貞政になる。

この三月二日の記述は、「納銭方と御倉」の関係をきわめてわかりやすく示している。納銭方が幕府の機関であること、また、政所奉行人（寄人）らの事務手続きを経て、土倉・酒屋役等が御倉に納められていく様子が明確に伝わってくる。図1は、義教の頃の政所財政部門を図式化したものである。

当時、幕府の財産の管理を行っていたのは、納銭方と御倉である<sup>11</sup>。御倉は政府機関ではない。幕府の外郭機関である。洛中の特定の土倉（複数）との契約（幕府による任命）により成立したものである。納銭方は政所における財政業務の中核機関である。納銭方が幕府財産から出納までも管理したのである。これを幕府側から監督したのが政所であり、出納など直接指示を与えていたのは執事代であることが、前述の三月二日条以外にも、『斎藤基恒日記』<sup>12</sup>には処々に見られる光景である。以上の記述から、政所執事代の役割が如実に



参考文献 『音藤基恒日記』、今谷明 『室町幕府解体過程の研究』。

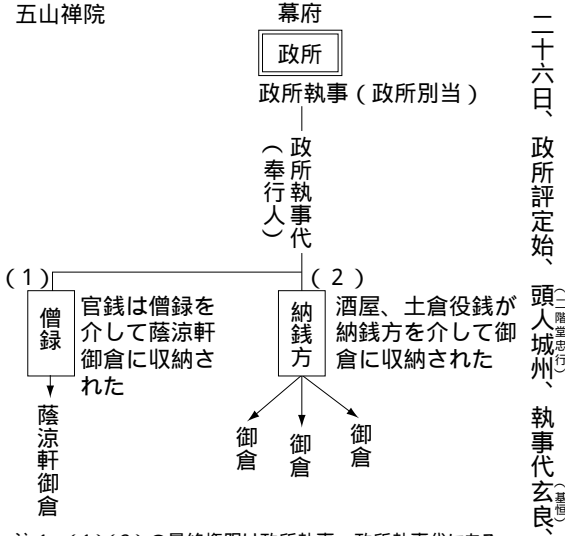
浮かび上がってくる(図1・2・3参照)。

この日記によると、基恒は文安六年(一四四九)四月二日から宝徳二年(一四五〇)十二月十二日解任まで、執事代の任にあり、その間は一ヶ年半という然程長い期間ではなかったことがわかる。基恒(基世、法名玄良)は、政所寄人を皮切りに執事代・神宮開闢・恩賞方・一方内談衆・式評定衆という経歴を持ち、『御前落居記録』中にもその名が見える幕府奉行人である。勿論、別奉行としてもその名が見える。基恒のこのアイデンティティから推して、一奉行人としてだけではすまされないほどの実力者だったのではないだろうかと推測される。

先引の基恒の日記の記載は、文安・宝徳期のもので、義教没後になるが、仕事の内容には大きな差異はないと思われる、執事代の職制を類推する手掛かりにした。図3に引いた蔭涼軒御倉は、義教期にはまだ存在していない。記録によると、応永三十二年八月十四日、蔭涼軒が焼失し(『薩戒記』)、永享十二年一月十八日、蔭涼軒再建完成、来賀始(『蔭涼軒日録』)とある。義教期には、相国寺境内にあった正実土倉が、蔭涼軒御倉と同様な役割を果たしていたのではないかと推測される(図1・3参照)。

図1は義教期、図3は義政期を想定した図である。執事代の役割と重要性がわかってきたところで、次の日記の記

図3 御倉・納銭方・僧録と政所の関係



注1 (1)(2)の最終権限は政所執事、政所執事代にある。  
 注2 「五山」は官寺制度で定められた禅宗寺院の格式、至徳三年(1386)、南禅寺を五山の上として、京都五山(天龍寺、相国寺、建仁寺、東福寺、万寿寺)鎌倉五山(建長寺、円覚寺、寿福寺、浄智寺、浄妙寺)の寺格が最終的に確定した。  
 注3 「僧録」は義満が中国の制にならい春屋妙葩を任じたのがはじまり。禅宗寺院を管轄、人事を司る僧職、鹿苑院僧録ともいふ。  
 参考文献 寺嶋雅子「蔭涼軒御倉について」(『大学院研究年報』7、264頁)、桑山浩然「室町幕府経済機構の一考察」『日本史大事典』平凡社。

載に注目したい。基恒の宝徳二年(一四五〇)の日記の内容は、政所内での執事と執事代の位置付けを窺う史料となる。將軍は義成(亨徳二年義政と改名)、管領は畠山持国の頃である。

宝徳二年正月

一、御吉書、碗飯、

十一日、御評定始、管領三品(畠山持国)、

十七日、御的、

二十六日、政所評定始、頭人城州(二階堂忠行)、執事代玄良(基徳)、

加禅玄忠(青藤基貞)着座始、越禅尊宗(治部宗秀)同前、

同年 二月

十七日、御前御沙汰、

一、当年吉田社造替料段銭、三

ヶ国申寄了、

美濃国 飯尾與三左之種使

節、

越前国 守護請、和泉国同

前、

一、五伊上臈御局(色部局、頭息女)、御産所

被仰付、

二階堂(忠行)所子時也政 為御手沙汰、

五百貫文分質物、御具足十両被出之、執事代申付諸土倉了、

同年 三月

二十九日、大納言(足利義成)御拜任、御真表 7月5日

同年 七月

五日、御直衣、

同年十二月

十二日、飯尾下総守為数被仰付執事代、玄良次、

一、治式部四郎(清)元俊移右筆、依番文施行也、

一、飯孫右之清(飯尾)、飯與三左之種參政所寄人、(『斉藤基恒日記』宝徳二年条)

桑山浩然は先行研究の中で、右の『斉藤基恒日記』宝徳二年二月十七日条に注目され、「執事為御手沙汰」のくだりや、『延徳二年將軍宣下記』の記述から、「幕府政所内部では執事代が実務を執行するにしても対外的には執事が政所を代表する形をとっていた」と論及している。政所執事は、実際には家宰中心の仕事で権力を得てきた家系だが(二階堂 伊勢氏共に)、依然として政所別当としての顔が存在していたことが感得され面白い指摘だと思つ。

しかし、現状的には、先引史料の示す通り、納銭方・醸酒屋・諸土倉などが執事代の下にあり、幕府出納関係は執事代が実務していたのは明らかである。つまり、朝廷に対しての儀礼的な部分や、將軍家の私的な経費などは執事所管で行ない、幕府としての公的な経済活動は、執事代によって担われていたと桑山浩然は言及している。私も

同じ意見である。

以上は、経済面から執事代の立場や役割を見てきたが、これらの側面が義教の訴訟制度の性格を知るうえで必要と思われたので、特に一節を設け追及してみた。

次節では政所内で扱う訴訟関係を検討してみたい。

## 2 政所内訴訟制度

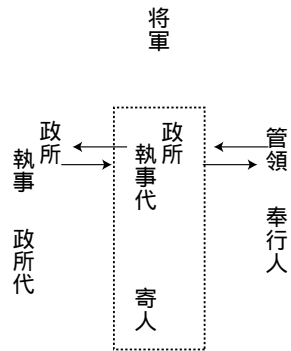
義教の所信表明、「評定衆、引付頭人再設」<sup>(13)</sup>の指示は、どこでどのような形で実行されたのか。彼は政所内のある機関を利用して、御前沙汰を布き、それを所信表明の代用としたのではないだろうか。評定衆・引付の再設など、他のどこにも設置された様子はない。そこで、桑山浩然がすでに提唱した政所内における二つの訴訟ラインのうち、執事代・寄人のラインに注目し検討してみよう。

本論では特に言及しないが、執事 政所代が行なう訴訟システムも依然として機能していたことは前述した通りである。寄人は双方のラインに参加していることになる。この「寄人が双方に関わった」事実が重要である。これから寄人らの動きは、第一節で引いた『政所内評定記録』・『政所賦銘引付』の中から窺うことができる。

又、「室町幕府法」追加法二〇三、「洛中洛外土倉質物事」(永享三年十月十七日条)<sup>(14)</sup>は、大和守飯尾貞連・備中守伊勢貞国の連署であり、土倉方一衆中宛に発給された法令である。この法令に対応する「義教袖判奉書」を、同日付の『御前落居奉書』中に見ることができ、この事実は、二つのことを示唆する。

一つは、政所内における執事と執事代の関係である。法令発布のような重要事項には、双方が連署して対応していることが窺われることである(この二つのラインの横の関係が存在したことの証明になる)。因みに、この時の政所執事は伊勢貞国であり、執事代は飯尾貞連である。飯尾貞連は、政所執事代として政所内の訴訟業務にも関わり、他方、御前奉行として義教が主催する回事の場にも伺候できる人物であったことがわかる。

図4 横のライン



二つめは、この法令に対応される奉書が、『御前落居奉書』中に確認された事実は、義教の御前沙汰が政所と関係があったことを示す証明材料になるということである。というのは、今まで義教がどこをつかって御前沙汰を布いたのか、明確になっていなかったからである。

右の「室町幕府法」追加法二〇三「洛中洛外土倉質物事」は、内容的に見て政所と関係があった、つまり、政所の管轄事項であったから、伊勢貞国が署名しているのだろう。しかし、將軍披露は政所執事代の飯尾貞連が行なったものと考えられる。執事の貞国は同席していなかったと推断して間違いない。

義教は既成の官僚組織（奉行入層）を利用することにより、早急に御前沙汰体制を作ったものと考えられる。

桑山もこの執事代のラインこそ、かつての評定 引付の実務を引き継ぐもの<sup>15)</sup>と見通している。そしてこの執事代と寄人の合議体制が重要な役割を果たすと見ている（しかし、御前沙汰をこのラインに布いたとは書いていない）。

管見の限り、この執事代 寄人（奉行入）のラインに、義教が御前沙汰体制を設営したことは間違いないと思う。「義教 執事代 寄人」の流れとなる。ここに寄人は、かつて引付で活躍した法曹官僚である。

さらに、管領 奉行入の訴訟システムのラインも、この体制中に組み入れ、これらを以て御前沙汰体制は機制されたと考えたい。

以上述べてきたことを簡略に図式化すると図4のようになる。

大切なことは、將軍が最終決定権を持つ執事代 寄人によって実施される訴訟の制（將軍 執事代 寄人）は、政所執事も管領も出席しない独自の提訴（披露）と意見からなる裁判の場を持つ訴訟機関であったことである。